

社会福祉法人那爛陀学苑 評議員・役員等報酬基準 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人那爛陀学苑の評議員・役員等の報酬に関する事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員・役員等の報酬は無報酬とする。

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。